

第 2 号（平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成29年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成29年12月22日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年12月22日午前 9時59分 議長 丸山久志

閉会 平成29年12月22日午前10時28分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	平間 克則
議会書記	坂井幸一郎	議会書記	岩村 恭子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
保 健 医 療 課 長	中谷 誠	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	野田 昌司	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	奥山 英高		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 9 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 3 議案第 43 号 井手町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定の件
- 第 4 議案第 48 号 井手町営土地改良事業（平成 2 9 年災害復旧事業）の実施
について
- 第 5 発議第 3 号 米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書
- 第 6 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

町長より、議案第48号、井手町営土地改良事業（平成29年災害復旧事
業）の実施についてが追加提案として提出されております。また、谷田 操
議員より、発議第3号、米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書が提
出されておりますので、皆さんのお手元に配付いたしました。なお、日程事
項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成29
年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道
議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題
とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

（諮問第2号を朗読説明）

議長（丸山久志） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決
します。

諮問第2号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。よって、諮問第2号は意見なしと決定い
たしました。

日程第3、議案第43号、井手町農業委員会の委員等の定数に関する条例

制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭)

(議案第43号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 農業委員会については、従来、公選で行われていたものが、法律が変わったということで、井手町でも新体制に変わらなあかんとすることはよくわかるんですけども、新たに設けられた農地利用最適化推進委員さんというのはどういう仕事をされるのか。農業委員さんとの仕事の違い、分担等はどのようになりますか。

それと、法律でもって定数の上限等が決まっていると思うんですけども、本町の場合は、法律の上限ではそれぞれ農業委員さんや推進委員さんは何人となっているところ、条例でこのように定めるといことですけども、上限と違いがあるのかどうか。それと、そういう数を決めるに当たって、農業従事者が何人いるとか農地の面積が何ヘクタールあるとか、そういう基準があるのかどうかお尋ねします。

3点目、報酬の件ですけども、報酬が年額8万9,000円というふうには、最適化推進委員さんの報酬がここに書かれているんですが、農業委員さんとの報酬の違いがあるのか。それと、既に新体制に移行しているところが近隣はございますので、伺ったところ、報酬もまちまちな感じなんですけれども、井手町としてこの8万9,000円という報酬を定めた根拠をお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業委員と推進委員の役割分担につきましては、農業委員

と最適化推進委員の役割分担につきましては、法的には、農業委員は委員会の総会に出席しまして審議を決定する、農地法等に基づく審査決定が主な業務になっております。推進委員につきましては、現場での活動が主な業務になりまして、具体的には、利用状況調査とか利用意向調査を受けた結果を踏まえ、借り手とのマッチングなど、農地の最適化業務が想定されています。新たな制度でありますことから、今後、農業委員会において、農業委員、推進委員のご意見を伺いながら、両者の役割分担のもと、円滑に業務が実施できるように調整するということを考えておりますが、また近隣自治体の状況を踏まえ、井手町の農地、農業行政を考えましても、両者の業務を明確に分類せずに、農業委員、推進委員両方で農地の最適化に当たっていただくような形を考えております。

二つ目の人数、農業委員の定数関係でございます。本町の現在の農業委員会の委員につきましては、選挙による委員が6名で、議会推薦が2名、農業団体推薦を2名と、合わせて10名の体制で行っております。法律の施行令で規定する上限基準でいきますと、井手町の基準で合わせますと、農家数が236戸、また面積につきましては174ヘクタールとなっております、そちらを基準としますと上限が14名という形になるんですけども、井手町につきましては、現行体制を存続させる形としまして、農業委員10名の体制を進めてまいりたいと考えております。

報酬につきましては、現状の据え置きでまずは考えております。他の特別職、非常勤職員の報酬もありまして、報酬の改定については、それぞれ状況を見ながら今後必要に応じて変更されるかと思いますが、今回は据え置きで考えております。農業委員と推進委員の金額につきましては同額という形になっておりますけれども、近隣市町を確認しましても同額であったということでありまして、実際、農業委員と推進委員の業務の違いについては、総会の許認可の可否に加わることができないということですので大きな違いがありますけれども、現地活動を重点的に行うことであったり、必須業務となった農地利用の最適化、担い手への農地の集積とか集約化とか、耕作放棄地の発生防止など、農業委員、推進委員とともに協力して取り組んでいただくということもありますので、報酬額につきましては、近隣自治体の動向も踏まえて同額として考えております。

先ほど、2点目の形で、農業委員の資格等につきましては、農業団体さん

からの推薦でありますとか農業委員としての募集を考えておりますので、法的には原則、認定農業者が過半数を占めるという形になっておりますが、井手町については、認定農業者については現在4名ということもありまして、原則論はできませんので、例外規定を使いながら、認定農業者に準ずる者等を含めて10名の体制を組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今、委員さんの人数の法律上の上限について、農業委員は14人というご説明があったんですけども、適正化推進委員さんの方は上限というのは設けられてないのか。

それと、今、農業委員の資格ということで、公募もというふうに、推薦や公募と言われたんですけども、なかなか厳しいとは思うんですけども、農業委員も適正化委員もそれぞれについて公募は受け付けるという理解でいいですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの推進委員の基準等につきましては、農業委員会の区域内の農地面積100ヘクタール当たり1人設置するということになっておりまして、先ほど申しました174ヘクタールありますので、切り上げの2名を考えているところでございます。

続いて、推薦、公募につきましては、両者とも推薦、公募なりを予定しております。また、農業関係団体さんからの推薦に基づき、そのあたりを予定では来年3月に募集を考えておりまして、6月の新体制に向け進めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第43号、井手町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定の件を採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号、井手町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）

（議案第48号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 被害状況についてお伺いします。電気の分電盤というか配電盤が故障したということですが、どのぐらいの高さに設置されたのか。浸水した高さどちらが高いのかというか、完全に水没したことなのでしょうか。それと、被害額、今回やり直すということで、幾らかかるのか。

それと、今回やり直す、修理するというので、今度は設置場所をもっと高いところに設置したりできるのかどうか。

負担割合、受益者の負担はどのくらいになるのか。浜・鐘付の水利施設を利用されてる方というか今回負担することになる人、受益者が全部で何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、高さにつきましては、約90センチから120センチ程度のところになっておりまして、壁等の関係もあり、その辺の誤差が生じているところでございます。全てつかったかということにつきましては、全部がつかっているわけではなく、下から二、三十センチ部分がつかっておりまして、そのスイッチ等が取りかえる必要がございますので、今回計上しているところでございます。被害額につきましては、採択を受けました金額では72万6,000円となっております。

次の被害防止のためにということで、設置場所を高くできるかどうかというところにつきましては、災害復旧につきましては、原状復旧までが災害復旧ということになっておりますので、今後の対策、さらなる改良につきましては、土地改良区の方で検討するというところで伺っております。

受益者等につきましては、受益戸数が78戸ということになっております。受益面積については11.98ヘクタールということでございます。受益者の負担割合につきましては、土地改良施設に係る災害復旧事業につきましては、受益者負担の方はないということでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 原状復旧しか査定では見てもらえないということなんですけど、結局、同じ位置にあったら、今回、一般質問の場で、こういうことがまた繰り返されないようにいろいろ努力をするというか、府とも協力していろいろ対策は練るという話がありましたけれども、同じ高さにあったらまた起こるんじゃないかと。また同じことになったら支障が出ますので、今回は水をくんでる時期ではなかったけれども、突然水がくめなくなったりしたら支障が出ますし、せっかくのこの機会に何とか、場所も上げられるようなことについては町の方でも負担を考えていただくとか、そういうふうにして、改修の機会に万全を期していただくようお願いしたいと思います。

要望です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第48号、井手町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施についてを採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第3号、米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、意見書の提案をさせていただきます。

米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書でございます。

去る12月13日、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのコックピットの窓が、児童54人が体育の授業を受けている普天間第二小学校のグラウンドに落下し、男児1人が衝撃で傷を負うという重大事故が発生しました。これは、落下した風圧で小石が飛んで児童がけがをしたということだそうでございます。落下した窓は重さ7.7キログラム、窓枠は金属製で、一歩間違えば人命にかかわる深刻な事故でした。子どもたちが1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設で起きた事故に、児童や保護者、学校関係者に与えた精神的な衝撃ははかり知れません。

米軍は事故原因について、人為的なミスだとして、事故後6日しかたっていないのに同型ヘリの飛行を再開、防衛省も飛行再開を容認しております。これは余りにも安全軽視であり、激しい憤りを覚えるものでございます。

去る7日にも同型ヘリのものと見られるプラスチック製部品が宜野湾市内の保育園の屋根に落下しているのが発見されており、立て続けに発生した重大事故に、地域住民には不安と怒りが大きく広がっています。世界一危険と

言われる普天間基地を抱え、常に命の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民、沖縄県民の米軍への不信感は頂点に達しております。

よって、本町議会は、国民のとうとい命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回のCH-53Eヘリの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要望いたします。

ということで、1番目には、事故原因の徹底究明とともに実効性のある再発防止策を講じ、安全が確認されるまで同型ヘリの飛行を停止すること。

2番目、普天間基地の一日も早い閉鎖返還と5年以内の運用停止を実現すること。

3番目に、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというございます。

今回の事故については、本当に子どもたちが危険にさらされるということでございますが、事故後、今度はその学校や関係者のところに心のない中傷や批判が寄せられていると。基地が建ってから学校が建ったんじゃないとか、そういうことを言ってこられる批判の声があるらしいですが、そこにしか学校が建てられなかった歴史的な経緯とかを無視したこういう批判に対しては、毅然と対応しなければならないと思います。現状を見ますと、沖縄だけに負担をかぶせるのではなく、我々自身もこれはよく考えていかなければならない問題だと思いますので、同僚議員の皆様のご賛成をよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成29年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時28分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 操